

歴史的公文書等の移管に係る関係法令等

国立公文書館法（平成11年法律第79号）（抄）

（国立公文書館の目的）

第四条 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（次号から第五号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- 四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- 五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- 六 前各号の業務に附随する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。

第十五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

第十六条 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

〔平成 13 年 3 月 30 日〕
閣 議 決 定

国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

- 1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。
 - (1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定
 - (2) (1) の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程
- 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。ただし、歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関においては、当該機関に当該公文書等を移管することとする。

**歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定)の実施について(抄)**

〔平成13年3月30日〕
〔各府省庁官房長等申合せ〕

改正 平成17年6月30日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）を実施するため、次のとおり申し合わせる。

- 1 歴史資料として重要な公文書等として国の行政機関（3 (1) に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。）から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの（以下「国政上の重要事項等」という。）に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。）
 - (2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの
 - (3) 以下の①から⑧までのいずれかに該当するもの
 - ① 昭和20年までに作成され、又は取得された文書
 - ② 行政文書を作成し、又は取得したときから保存期間が30年以上経過した文書（保存期間が30年未満であっても、延長により結果として30年以上経過した文書を含む。）
 - ③ 閣議請議に関する文書
 - ④ 事務次官（事務次官が置かれていない機関にあっては、それに相当する職）以上の決裁した文書
 - ⑤ 行政機関がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料のうち当該行政機関の本府省庁が保有しているもの
 - ⑥ 文書閲覧制度に基づき閲覧目録に登載された文書
 - ⑦ 2 (4) の規定により、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの
 - ⑧ 2 (5) の規定により、内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したもの
 - (4) 各行政機関（3 (1) に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。以下同じ。）の保有する行政文書であって、(1) から (3) までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、各行政機関と合意したもの

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
（平成13年3月30日閣議決定）等の運用について（抄）

〔平成13年3月30日〕
各府省庁文書課長等申合せ

改正 平成17年6月30日

（別表）「歴史資料として重要な公文書等」として内閣総理大臣（国立公文書館）等に移管することが適当な文書類型

情報公開法施行令第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書が、各府省庁官房長等申合せ1（1）又は（2）（3（2）①において引用する場合を含む。）に該当するものとして移管の対象とすべきか否かを判断するに当たっての指針として示す文書類型は、次表のとおりである。また、ここに掲げた類型に該当する行政文書以外にも移管対象として適当なものがある場合、別途、国立公文書館と協議するものとする。

分類区分	具体的な公文書等類例
法令	(1) 法律の制定・改廃に関する文書 (2) 政令の制定・改廃に関する文書 (3) 府省令の制定・改廃に関する文書 (4) 告示・訓令の制定・改廃に関する文書 (5) (1) から (4) までに掲げる文書に係る各府省庁との申合せ (6) 例規、通達又は通知のうち重要なもの (7) 法令の解釈又は運用基準
閣議等関係	(1) 閣僚会議に関する文書 (2) 副大臣会議付議に関する文書 (3) 政務官会議付議に関する文書 (4) 事務次官等会議に関する文書
予算・決算関係	(1) 予算書及び予算参考書に関する文書 (2) 予算要求に関する文書 (3) 決算書及び決算参照書 (4) 決算の説明に関する文書 (5) 歳入主計簿及び歳出主計簿 (6) 税制改正要望書 (7) 国債の発行、償還又は利払いに関するもの (8) 国有財産に関する文書
政策評価関係	政策評価に関する文書
基本計画等関係	国政上重要な基本計画、指針、大綱等の策定・変更・廃止に関する文書
国際条約等関係	(1) 条約その他の国際約束の署名又は締結に関する文書 (2) 政策の決定の基礎となった国際会議等に関する文書 (3) 条約その他の国際約束の解釈又は運用基準 (4) 国際条約又は国際会議に関するもののうち重要なもの (5) 国際会議の取決めに係る記録のうち重要なもの
組織・定員関係	(1) 組織の設立・変更・廃止に関する文書 (2) 定員の変更・廃止に関する文書

審議会等関係	(1) 法律等に基づく審議会等の諮問、答申、建議、意見 (2) 懇談会、研究会等の答申、意見書、報告書 (3) 審議会、懇談会、研究会等の議事録
省議、局議関係	府議、省議、庁議、局議に関する文書のうち重要なもの
国会関係	(1) 質問主意書答弁書に関する文書 (2) 国会答弁に関する文書 (3) 国会提出に関する文書 (4) 法案の提案理由の説明、補足説明、施政方針の説明、重要事項の説明等に関する文書 (5) 内閣総理大臣の施政方針、所信表明演説その他の重要国会演説に関する文書
法人関係	(1) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の設立、廃止等に関する文書 (2) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の事務又は事業の方針・計画書に関する文書 (3) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の実績報告書 (4) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、認可法人、公益法人、学校法人等の指導監督の結果報告書
争訟関係	(1) 国又は行政機関を対象とする訴訟の判決書（正本） (2) 行政不服審査に関する文書
補助金関係	(1) 補助金交付に係る要綱等基準に関する文書 (2) 補助金交付決定に関する文書 (3) 補助金交付に関する事業実績報告書
文書管理関係	決裁文書処理簿
統計関係	(1) 統計の企画及び公表資料作成に関する文書 (2) 統計を作成するための調査（指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査等）に関する文書
人事関係	(1) 職員の任免、進退、身分、賞罰、恩給及び給与その他の人事に関する内規を定めた文書で特に重要なもの (2) 審議会等の委員の任免関係に関する文書
許認可、免許、承認等	(1) 運輸、郵便、電気通信事業その他の公益事業の認可に関する文書 (2) 事業許可、資格免許等の許認可に関する文書（効果が 30 年間存続するもの） (3) 許認可等の審査基準
栄典又は表彰関係	叙位、叙勲、褒章又は各種表彰に関する文書等で重要なもの
国家的儀式・行事関係	(1) 即位の礼、大喪の礼等の国家的儀式 (2) オリンピック、万国博覧会、先進国首脳会議等の国家的行事

歴史的事件、事故 関係	(1) 震災等自然災害関係等で政策に反映されたもの (2) 重要な政治的事件 (3) 重要な経済事象に係る記録等
調査・研究関係	(1) 政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の 経緯に関する文書 (2) 政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の 結果報告書
所管行政	各府省庁の所管行政上の重要な意思決定及び事務及び事業の実績が 記録されたもの
その他	内閣総理大臣が移管対象と認める国政上重要又はそれに準ずるもの

定期的に作成される行政文書の移管について

府管第 74 号－2

平成 19 年 6 月 27 日

各行政機関の長 あて

内閣総理大臣

定期的に作成される行政文書の移管について（通知）

平成 19 年 6 月 6 日付け府管第 74 号により協議した標記については、別紙のとおり包括的合意に達したので通知します。

（別紙）

定期的に作成される行政文書の移管について

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）を実施するため、毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書のうち下記のものについて各行政機関の長から移管を受けることとする。

なお、移管を受ける行政文書の作成過程に関する文書等関連する文書で重要なものは、引き続き移管を受けることとする。

記

分類区分	移管を受ける行政文書	関係府省庁等
予算・決算関係	・ 予算書（一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算の当初予算及び補正予算） ・ 財政法第 28 条による予算参考書類 ・ 予算及び財政投融资計画の説明 ・ 決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関） ・ 決算参照書（一般会計等及び特別会計） ・ 決算の説明 ・ 主計簿 ・ 税制改正の要綱	財務省
	・ 予算各目明細書（一般会計予算及び特別会計予算の当初予算及び補正予算） ・ 概算要求書及び概算要求説明資料（財務省に提出したもの） ・ 決算報告書及び決算分析調書（財務省に提出したもの） ・ 税制改正要望（財務省に提出したもの）	各府省庁等
年次報告書等関係	年次報告書等（法律に基づかないものも含む）	各府省庁等

政策評価、行政評価・監視関係	・行政評価・監視又は行政監察結果報告書及びこれに基づく勧告又は通知 ・政策評価書（統一性・総合性確保評価） ・個別審査結果集（客観性担保評価） ・政策評価の点検結果 ・政策評価結果の予算要求等への反映状況	総務省
	政策評価書	各府省庁等
組織・定員関係	・行政機構図 ・機構・定員等審査結果	総務省
	・組織改正要求説明書（総務省に提出したもの） ・定員増減理由事項別説明書（総務省に提出したもの）	各府省庁等
法人関係	独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び認可法人の事務報告書又は事業報告書	各府省庁等
補助金、地方交付税等関係	・補助金等決定額参考資料等	財務省
	・地方財政計画 ・地方財政の運営について（事務次官通知）の決裁文書	総務省
文書管理関係	決裁文書処理簿	各府省庁等
統計関係	・日本統計年鑑 ・統計基準年報	総務省
	指定統計調査報告書	各府省庁等
栄典関係	叙位、叙勲及び褒章の受章者の決定についての決裁文書	内閣府
人事院勧告関係	人事院勧告	人事院
事務の概要等関係	各府省庁等又は各部局の事務の概要、事務必携、業務関係総覧等、業務参考資料として作成又は取得した文書のうち重要なもの	各府省庁等

※「事務の概要等関係」について

標記のうち例示として挙げた「事務の概要」及び「事務必携」は、各府省庁等又は各部局が業務参考資料として作成したものを指す。

一方、「業務関係総覧等」は、各府省庁等以外により作成（発行等）されたものであるが、各府省庁等の業務に密接に関係し、業務参考資料として取得されているものを指す。

公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等の指定について

〔平成 19 年 6 月 27 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）を実施するため、下記のとおり特定の国政上の重要事項等を指定する。

記

- 阪神・淡路大震災関連施策
- オウム真理教対策
- 病原性大腸菌 O157 対策
- 中央省庁等改革
- 情報公開法制定
- 不良債権処理関連施策
- 気候変動に関する京都会議関連施策
- サッカーワールドカップ日韓共催